

68 いよいよ手続きが始まった、国社研の「社会教育主事講習[B]」!

堂本 彰夫

(1) 新たなカリキュラムの内容は? 「社会教育主事資格 (→社会教育士)」の価値を増大 (復活?) させなければ?!

いよいよ、東京の国立教育政策研究所社会教育実践研究センター (国社研) の「社会教育主事講習[B]」(R3年1月21日~2月18日) の手続きが始まった (ちなみに、[A]は、既に実施されている!)。私の、ここでの注目点は、以前から述べているように、これまでの「社会教育計画」と「社会教育特講」がなくなり、代わって「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」が設定されていることであるが、果たして、その科目構成の具体が、どのようになっているのかである (全体では、「時間数」減150→120、「単位数」減9→8、「生涯学習論」と「社会教育演習」は、そのまま。) !そして、なかでも、私が、秘かに期待しているのは (もちろん懸念もあるが?)、新設2科目の「内容・テーマ (コマ)」の展開である!

そこで、まずは、その「内容・テーマ (コマ)」であるが (「実施要項」より)、「社会教育経営論」では、1. 社会教育行政と地域活性化<(1) 社会教育行政と地域づくりマネジメント(2) 社会教育行政と市民協働・住民自治(3) 住民が主体となる地域活性化の取組>、2. 社会教育行政の経営戦略<(1) 社会教育計画の策定と評価(2) 社会教育事業における評価の意義と方法>、3. 学習課題の把握と広報戦略<(1) 地域課題の分析と把握(2) 学習課題を把握するための具体的な方法(3) 社会教育行政における地域広報戦略>、4. 社会教育における地域人材の育成<(1) 地域課題解決・まちづくりに取り組む人材の育成と活動支援(2) コーディネーターの役割、必要な知識・技術>、5. 学習成果の評価と活用<(1) 学習成果の評価(2) 学習成果の活用>、6. 社会教育を推進する地域ネットワークの形成<(1) 家庭、学校、地域の連携・協働の推進と地域の活性化(2) NPO、企業等との連携・協働の推進と地域の活性化>、7. 社会教育施設の経営<(1) 社会教育施設の経営(2) 社会教育施設のネットワーク>となっている。

次に、「生涯学習支援論」では、1. 学習支援に関する教育理論<(1) 学習支援の原理(2) 生涯発達から見た学習者の特性(3) 成人期・高齢期の教育理論(4) 特別な支援を要する人々の学習>、2. 効果的な学習支援方法<(1) 学習者理解とカウンセリングマインド(2) 学習支援方法・形態>、3. 学習プログラムの編成<(1) 学習プログラムの設計・運営(2) プログラム編成の視点>、4. 参加型学習の実際とファシリテーション技法<(1) 学習支援方法としての参加型学習(2) 参加型学習とファシリテーション(3) 参加型学習の実際とファシリテーション技法>となっている。

それぞれが、各30時間の配当となっているが、後者での演習時間 (GW) が、大幅に取られていることが特筆されよう! もう一つ (最後) の「社会教育演習」の時間 (30) と合わせると、講習時間の半分が、このような実践的な学習 (GW) に割り当てられていることになる (ただし、大学の養成課程のそれは、まったく知らない! 今のところ、興味もない? ちょっと言い過ぎか?) ! ちなみに、太字部分は、今回、私が依頼されているコマ (後者は、沖縄会場での担当) である。

(2) 改めて、「社会教育経営 (論)」と「生涯学習支援 (論)」の関係を、どのように捉えるかではあるが?!

ということで、改めての、私の関心事は、この、新しくなった履修プログラムの下で、その資格が、どのような「汎用性」あるいは「社会的有用性」(もっと露骨に言えば、市場価値?) をもつのかということであるが、それを、養成カリキュラム上で担保 (実現?) するのは、他ならぬ、この二つの新設科目であるということである (と、私自身は捉えている!)。

とは言え、どんなに言葉を弄しても (美辞麗句を? 重ねても)、これからの社会教育主事 (社会教育士) の養成は、その資格の有用性 (社会的存在意義) が、どのように実現・発揮されていくのかであることは論を俟たない! 多少誇張? して言えば、その資格が、その人が、「社会教育主事としての職を発令されている時にしか」意味がない、言い換えれば、その職を離れてしまえば (あるいは無関係にあれば)、ほとんど有用ではなくなる! そして、誰もが、そのことを当たり前としている (思っている!) という、その現実を、いかに打破していくかということである (ここに繋がらなければ、これまでとあまり変わらない?) !

資格を取りたい (学びたい) という人は増えるかもしれないが (いわゆる「生涯学習者」として?)、実態は、ますます、教育委員会事務局における「教育的専門職員」(「教育公務員特例法」に基づく) としての扱いが遠のいているからである! ただし、これも繰り返して述べてきているように、そこでの経験が (たとえ短い? ものであっても! 通常3年位?)、次の場面 (行政であろうが、教職であろうが!) で生かされることは多々あるし、そのことは、関係者 (経験者) の間では、暗に了解されてもいる (すべてとは言えないが?) ! 特に、(都道府県レベルでの) 教職員からのリクルートは、将来の管理職 (校長・教頭等) へのパスポート? というような意味合いもあった?!

しかしながら、これからは、そうであってはいけないのである! すなわち、状況は変わり (さらに悪化?)、そうした、言わば「古き良き時代」の慣習 (実績?) も、ほとんど通用しなくなっているのである (人数枠も減り、そもそも、そうしたキャリアに興味を抱く者も少なくなった?) ! だからこそ、今回の「社会教育士」という「称号の名乗り可」という扱いは、そうした事態の打開につなげるものでもあるわけである?!

そこで、改めて、その二つの新設科目の「内容・テーマ (コマ)」であるが、以前にも述べたかと思うが、ある意味？それまでの「社会教育計画」の部分を広げ、それを、大きく二分しているようにも思われる！強いて、その違いと関係を言えば、前者は、当然と言えば当然であるが、事業・活動の企画・実施者 (プロデューサー/プロモーター/コーディネーター?) としての、社会教育 (行政) のしくみづくりや事業の企画・実施についての資質・能力 (比べて言えば、学校の教員の、組織人としての事業・活動企画・実施能力的なもの?) ?!

そして、後者は、個人としての学習支援者 (プログラマー/アドバイザー/ファシリテーター?) としての資質・能力 (これも、比べて言えば、学校の教員の、個々の学習指導能力的なもの?) の養成 (向上) ということであろうか?! そしてまた、多分？この部分が、今回のカリキュラム再編の大きな目玉 (ウリ) であるであろう?! もちろん、そうは言っても (概念的には、二分は出来ても?)、実際には、その双方が明確に区分けされ、別々の資質・能力として別個に養成されるものではない！だから、対 (セット?) にもなっているのであろう?!

(3) 「社会教育主事資格 (社会教育士)」の価値を増大させるために、私は、どのように臨めばよいのか?!

ということで、社会教育 (行政) に関わる「理論と実践」、「事業 (実施) と活動 (支援)」の双方から、新たに彼ら (社会教育主事資格者) の存在価値を高め (広め?) ようということであろうが、実は、隠された？問題は (そして、学校の教員の場合と違うのは?)、折角の？有資格者が、正規の職員と、そうでない人 (極端に言えば、ボランティアの人?) に分けられるということである！しかも、前者は、発令を受けるものとそうでない者に分けられる！

そして、そこでは、極端に言えば (しかし、現実である!)、ごく少数の「社会教育主事」と、多くの「社会教育主事有資格者 (これからは、「社会教育士」!)・経験者」に分かれていくということであるが、彼らが、総体として、専門家集団としての「社会教育主事・社会教育士」として、社会 (地域) において、どのような位置づけ、どのような扱いを受けるかということである！その違いによって、事態は大いに異なってくる?!

果たして、これまでのように、ごく一部の社会教育主事有資格者が、しかも一時的に、その職務を遂行し、その他の、多くの「社会教育主事有資格者 (→「社会教育士」)・経験者」が、相変わらず？社会教育主事としての職務、と言うより、ここでは、それに相当 (匹敵?) する仕事・活動が出来ない状態が続くのかということである (ただし、それが常態であり、多くの人は、それを当たり前だと受け止めている？挙句の果てには、そうした仕事・活動を忌避したり、資格そのものの所有を秘匿したりしている人も多い？端的に言えば、人気がない?) ?!

であれば (そうした状態が、内部から変わっていかないとしたら?)、ある意味本末転倒ではあるが、純粋な「社会教育士」に期待した方がよい?!何故なら、その職務 (立場) になくても、その資格 (称号) を名乗りたい人は、おそらく？志に燃え、社会 (地域) に貢献したい (あるいは、機会や条件さえ合えば、その仕事 (職務) を遂行したい?) と思っている人達でもあるからである (従前の「社会教育指導員」や「NPOの職員」等) ?!そういう意味では、今回の「社会教育士」自称可は、大いに意義があり、積極的に活用されるべきものであるのでもある?!

しかるに、そうした中で、今回の私の担当部分は、「社会教育経営論」：4. 社会教育における地域人材の育成(1)地域課題解決・まちづくりに取り組む人材の育成と活動支援と、「生涯学習支援論」：4. 参加型学習の実際とファシリテーション技法(3)参加型学習の実際とファシリテーション技法の二つである！ここへの参画 (協力) が、上記の動きにどのように貢献できるのかであるが、私自身は、秘かに (大いに?)、その可能性を信じているし、数は少ないであろうが、それをきっかけとした、新たなネットワークも期待できる?!

要は、これまで何度も繰り返してきたように、国全体の「総合教育政策化」の中で、「社会教育主事」と「社会教育士」のコラボの形を、それぞれの地域 (思いある人達) が、いかに力 (知恵?) を合わせて実現出来るかなのである！しかし、そのこと自体は、「国や都道府県」がやらない (やれない?) のであれば、最も最前線である「市町村」が、独自の決断 (覚悟?) で、それをやるしかない？例えば「地域学校協働活動」は、その最も有効で、チャンスともなる動きである！そして、さらに、それも難しいのであれば、そうした行政の隘路を克服して、その気概と志を有する「民間団体」、すなわち「NPO法人」や「社団法人」が、それをやるのである (現に、かなりの団体が、例の「指定管理者」として、その実績を積み上げてきている！すべてではないが?) !

ちなみに、余談？ではあるが、彼らには、少なくとも、一つの武器がある！つまり、人が変わらない (人事異動がない) ということである！これは、彼らには申し訳ないが、最後の砦でもある！社会 (地域) は、このことを自覚して、彼らが、生活出来るような環境や条件を与えるべきなのである (補助金や寄付、クラウドファンディング等を利用して!) !そうすれば、そこで社会教育主事資格 (社会教育士) が生きてくるし、それへの信頼も高まる！そして、それで、彼らが、生活出来るようになるということである！

果たして、今後、どのようにそれが推移していくのか？今の私には、まだまだ、それについての確たる感觸があるわけではないが、これまで以上に、私なりに出来る支援・応援は、精一杯行っていきたい！今度の主事講習[B]への参画 (協力) は、そのための新たな第一歩と位置づけたい！なお、末尾ではあるが、この講習に、沖縄県の地方会場受講ではあるが、2人の希望者がいる (一人は、現職小学校長、一人は、N市教委の職員) !最終的な受講がどうなるのかは、今の私には知る由もないが、そうした人達のためにも、可能な限りの思いの伝達と手助け？が出来ればと思っている！とにかく、目の前の厳しい？現実から、いかに脱却できるかである?!